

確認検査業務手数料改定のお知らせ

令和 7 年 4 月 1 日引受けより改定された手数料をお知らせします。

各申請手数料の詳細については、「日本 E R I 株式会社 確認検査業務手数料規程」をご参照ください。

※令和 5 年 10 月改訂の確認検査業務手数料規程からの変更点については、赤字部分になります。

※2024 年 10 月 17 日に公開した内容からの変更点については、青字部分になります。

内容

建築物に関する手数料	2
1. 確認申請手数料（計画通知の手数料）	2
2. 計画変更申請手数料（計画変更通知の手数料）	6
3. 中間検査申請手数料（特定工程工事終了通知の手数料）	8
4. 完了検査申請手数料（工事完了通知の手数料）	9
5. 仮使用認定申請手数料.....	11
昇降機に関する手数料	14
1. 確認申請手数料（計画通知の手数料）	14
2. 計画変更申請手数料（計画変更通知の手数料）	14
3. 完了検査申請手数料（工事完了通知の手数料）	14
4. 仮使用認定申請手数料.....	15
工作物に関する手数料	16
1. 確認申請手数料（計画通知の手数料）	16
2. 計画変更申請手数料（計画変更通知の申請手数料）	16
3. 完了検査申請手数料（工事完了通知の手数料）	17
4. 仮使用認定申請手数料.....	18

建築物に関する手数料

1. 確認申請手数料（計画通知の手数料）

手数料の構成は以下に該当する算出の合算になります。

(1)確認基本手数料		変更
(2)確認加算手数料	①申請部分の面積が 500 m ² 以内の構造審査	変更
	②構造上の棟の数が 2 以上に係る構造審査	変更
	③構造適判不要審査（ルート 2 基準、小規模伝統的木造建築物等基準）	変更
	④構造計算適合性判定図書と確認申請図書の整合性審査	
	⑤天空率の審査	変更
	⑥避難安全検証・特別な方法による審査	
	⑦特定天井等の審査（特定天井、落下防止措置）	
	⑧消防同意・消防通知、保健所通知を要する申請	新規
	⑨あらかじめ検討事項の審査	
	⑩省エネ基準適合を仕様基準で確認する審査	新規
	⑪増築、改築、用途変更、大規模の修繕、大規模の模様替による既存建築物の審査	新規

◆昇降機を併願する申請については、昇降機に関する確認申請手数料を適用し、加算します。

(1)確認基本手数料

変更

確認基本手数料		(単位：円)		
申請部分の面積※ ¹ (m ²)		申請部分の種別※ ²		
		1 号、2 号 (右記以外)	3 号特例	型式部材等製造者 認証（法第 68 条の 11）を受けたもの
0 ～ 30 以内		49,000	43,000	30,000
30 超 ～ 100 以内		57,000	51,000	35,000
100 超 ～ 200 以内		64,000	58,000	40,000
200 超 ～ 500 以内		101,000	91,000	65,000
500 超 ～ 1,000 以内		178,000	※	123,000
1,000 超 ～ 2,000 以内		297,000		180,000
2,000 超 ～ 3,000 以内		395,000		239,000
3,000 超 ～ 4,000 以内		478,000		288,000
4,000 超 ～ 5,000 以内		545,000		337,000
5,000 超 ～ 6,000 以内		605,000		※
6,000 超 ～ 8,000 以内		668,000		
8,000 超 ～ 10,000 以内		708,000		
10,000 超 ～ 20,000 以内		829,000		
20,000 超 ～ 30,000 以内		1,034,000		
30,000 超 ～ 50,000 以内		1,192,000		
50,000 超 ～ 100,000 以内		1,646,000		
100,000 超 ～ 200,000 以内		2,230,000		
200,000 超 ～ 300,000 以内		2,722,000		
300,000 超 ～		3,322,000		

◆上記に記載のない手数料(※)については、お問い合わせください。

※1 確認申請書第3面【11.延べ面積】【イ.建築物全体】の（申請部分）の面積とします。

※2 確認申請書第4面「建築物別概要」のうち、最大の床面積であるものとします。

◆増築等で既存建築物の審査が必要な場合は、お問い合わせください。

(2)確認加算手数料

①申請部分の面積が 500 m²以内の構造審査

変更

確認加算手数料①		(単位：円)
仕様規定等による構造審査	25,000	
構造計算による構造審査	45,000	

◆仕様規定等、構造計算の両方がある場合は、構造計算による構造審査の手数料になります。

◆構造が木造で構造ソフト以外の仕様規定による構造審査については、お問い合わせください。

◆構造上の棟の数が2以上の場合は、「②構造上の棟の数が2以上に係る構造審査」手数料と合算します。

②構造上の棟の数が2以上に係る構造審査

変更

確認加算手数料②		
申請部分の面積(㎡)	(単位：円)	
0 ～ 500 以内	(「(1)確認基本手数料」 + 「①申請部分の面積が 500 ㎡以内の構造審査」) × 20%	× (構造上の棟の数 - 1)
500 超 ～ 50,000 以内	「(1)確認基本手数料」 × 20%	
50,000 超 ～	「(1)確認基本手数料」 × 10%	

③構造適判不要審査（ルート2基準、小規模伝統的木造建築物等基準※1）

変更

確認加算手数料③		(単位：円)
対象面積(m ²)		
0 ～ 1,000 以内	145,000	
1,000 超 ～ 2,000 以内	190,000	
2,000 超 ～ 10,000 以内	220,000	
10,000 超 ～ 50,000 以内	290,000	
50,000 超 ～	535,000	

※1.小規模建築物をルート3、限界耐力計算等により安全性を検証したもの（法第20条第1項第四号ロ）（構造設計一級建築士が設計又は確認したものに限る）

◆構造上の棟毎に算定が必要になります。

④構造計算適合性判定図書と確認申請図書の整合性審査

確認加算手数料④	(単位：円)
12,000 × 構造計算適合性判定に要する構造上の棟の数	

⑤天空率の審査

変更

確認加算手数料⑤	(単位：円)
10,000 又は「(1)確認基本手数料」× 10%のうち高い手数料	

⑥避難安全検証法・特別な方法による審査

⑥-1 避難安全検証法

確認加算手数料⑥ (単位：円)				
対象面積※ ¹ の合計 (㎡)	区画避難安全検証法、 階避難安全検証法、 全館避難安全検証法(階数が 1)		全館避難安全検証法 (階数が 2 以上)	
	ルート B1 (避難時間判定法)	ルート B2 (煙高さ判定法)	ルート B1 (避難時間判定法)	ルート B2 (煙高さ判定法)
0 ～ 2,000 以内	48,000	90,000	70,000	130,000
2,000 超 ～ 10,000 以内	80,000	145,000	120,000	220,000
10,000 超 ～ 50,000 以内	115,000	210,000	175,000	315,000
50,000 超 ～ 100,000 以内	175,000	315,000	260,000	500,000
100,000 超 ～ 200,000 以内	210,000	380,000	300,000	540,000
200,000 超 ～	250,000	450,000	350,000	630,000

※ 1 棟毎に当該設計方法に係る部分の床面積を適用します。

⑥-2 特別な方法による審査

確認加算手数料⑥ (単位：円)				
対象面積※ ¹ の合計 (㎡)	限界耐力計算法 エネルギー法 告示免震	耐火性能 ・防火区画検証法	通常火災終了時間 に基づく設計法	特定避難時間に基づ く設計法
0 ～ 2,000 以内	50,000	70,000	70,000	70,000
2,000 超 ～ 10,000 以内	80,000	120,000	120,000	120,000
10,000 超 ～ 50,000 以内	115,000	175,000	175,000	175,000
50,000 超 ～	175,000	260,000	260,000	260,000

※ 1 棟毎に当該設計方法に係る部分の床面積を適用します。ただし、限界耐力計算法等は、構造上の棟毎に当該設計方法に係る部分の床面積を適用します。

※2.対象床面積の合計が 300 ㎡以内の限界耐力計算法等の手数料については、お問い合わせください。

◆棟毎に算定が必要になります。

⑦特定天井等の審査 (特定天井、落下防止措置)

確認加算手数料⑦ (単位：円)		
対象面積※ ¹ の合計(㎡)	特定天井	落下防止措置
200 超 ～ 500 以内	130,000	255,000
500 超 ～ 1,000 以内	195,000	385,000
1,000 超 ～	260,000	510,000

※ 1 適用する検証方法に係る箇所毎の水平投影面積とします。

⑧消防同意・消防通知、保健所通知を要する申請

新規

⑧-1 事務手数料

新規

確認加算手数料⑧ (単位：円)	
消防同意、保健所通知	1,500

◆消防同意、保健所通知毎に算定が必要になります。消防通知については、加算不要とします。

⑧-2 電子申請に係る紙面出力

確認加算手数料⑧			(単位：円)
ページ数の合計	白黒 1 部	カラー 1 部	
1 ～ 50 以内	1,500	2,000	
50 超 ～ 200 以内	2,000	3,000	
200 超 ～ 500 以内	3,000	4,500	
500 超 ～ 1,000 以内	4,500	7,000	
1,000 超 ～	別途見積り		

◆出力形式は、原則 A 4、A 3 サイズかつ白黒、カラーとし、他の出力形式の場合は、お問い合わせください。

◆紙面出力に白黒、カラーが混在する場合は、カラー手数料とします。

⑧-3 図書送付料

確認加算手数料⑧				(単位：円)
対象床面積の合計(m ²)	消防同意	消防通知	保健所通知	
0 ～ 500 以内	3,000	1,500	1,500	
500 超 ～	5,000			

◆原則、信書便とし、他の方法で行う必要がある場合は、別途見積りとします。

◆消防同意、消防通知、保健所通知毎に必要な部数を乗じて算定します。

ただし、消防通知、保健所通知で建築計画概要書のみ出力する場合は除きます。

◆消防同意、消防通知、保健所通知毎に適用します。

ただし、消防通知、保健所通知で建築計画概要書のみ送付する場合は除きます。

⑨あらかじめ検討事項の審査

確認加算手数料⑨		(単位：円)
イ) 特定の部分に限って代替的な設計を行い、申請に係る建築物等において当該代替的設計部分をはめ込んで行う全体の法適合性審査	特定する部分 1 箇所について代替的設計 2 種毎に 「(1)確認基本手数料」×10% (最大 60%)	
ロ) 構造計算において特定の構造部位に係る入力条件等を異なる複数の数値設定のもとに算定した結果に基づく代替的設計又は条件付設計に関する法適合性審査	付加設定条件による構造計算 1 件毎に 「(1)確認基本手数料」×10% (最大 60%)	
ハ) 建築物等自体の外形変更を伴わない複数の異なる位置等に関する代替的設計を行う法適合性審査	付加設定条件 1 件毎に 「(1)確認基本手数料」×20% (最大 60%)	

◆複数の区分に該当がある場合は、お問い合わせください。

⑩省エネ基準適合を仕様基準で確認する審査

新規

確認加算手数料⑩			(単位：円)
一戸建ての住宅	22,500		
共同住宅・長屋等	基本料金	戸当たり	
	60,000	3,000	

◆該当する棟毎に算定が必要になります。

⑪増築、改築、用途変更、大規模の修繕、大規模の模様替による既存建築物の審査 新規

確認加算手数料⑪ (単位：円)	
イ) 直前に交付された検査済証がある場合	なし
ロ) 検査済証が交付されていない場合	別途見積り

2. 計画変更申請手数料（計画変更通知の手数料）

手数料の構成は以下に該当する算出の合算になります。

(1)計画変更の申請手数料 変更	
(2)計画変更加算手数料	①申請部分の面積が 500 ㎡以内の構造審査
	②構造上の棟数が 2 以上に係る構造審査
	③構造適判不要審査（ルート 2 基準、小規模伝統的木造建築物等基準）
	④構造計算適合性判定図書と確認申請図書の整合性審査
	⑤天空率の審査
	⑥避難安全検証・特別な方法による審査
	⑦特定天井等の審査（特定天井、落下防止措置）
	⑧消防同意・消防通知、保健所通知を要する申請
	⑨あらかじめ検討事項の審査
	⑩省エネ基準適合を仕様基準で確認する審査
	⑪軽微な変更(省エネ適合性判定等に係る内容を除く)に関する審査 新規

◆昇降機を併願する申請については、昇降機に関する確認（計画変更）申請手数料を適用し、加算します。

(1)計画変更の申請手数料 変更

計画変更の申請手数料				(単位：円)
①直前の確認済証の交付を E R I から受けている場合				
①-1 直前の確認申請の計画の部分に変更がある場合				
イ) 別棟※1の増加を含まない場合				
i.構造審査を要する計画変更		(申請部分の面積－変更がない棟の合計面積)を申請部分の面積とし、1.確認申請手数料 (1)確認基本手数料に適用した手数料	×70%	
ii.構造審査を要しない計画変更			×50%	
iii. ii のうち小規模な計画変更			×30%	
ロ) 別棟※1の増加を含む場合		別棟の面積を申請部分の面積とし、1.確認申請手数料 (1)確認基本手数料に適用し、合算		
①-2 直前の確認申請の計画の部分には変更がなく、「別棟※1の増加のみ」の場合		別棟の面積を申請部分の面積とし、1.確認申請手数料 (1)確認基本手数料で算出した手数料		

※1 独立した棟、又はエキスパンションジョイント等で接する棟とします。

◆小規模な計画変更の内容については、お問い合わせください。

◆②直前の確認済証の交付を当社から受けていない場合は、お問い合わせください。

(2)確認加算手数料

①～⑤、⑦～⑩は 1.確認申請手数料と同じになります。

⑥避難安全検証法・特別な方法による審査

⑥-1 避難安全検証法

確認加算手数料⑥ (単位：円)				
対象面積※ ¹ の合計 (㎡)	区画避難安全検証法、 階避難安全検証法、 全館避難安全検証法(階数が1)		全館避難安全検証法 (階数が2以上)	
	ルート B1 (避難時間判定法)	ルート B2 (煙高さ判定法)	ルート B1 (避難時間判定法)	ルート B2 (煙高さ判定法)
0 ～ 2,000 以内	25,000	45,000	35,000	65,000
2,000 超 ～ 10,000 以内	45,000	75,000	65,000	110,000
10,000 超 ～ 50,000 以内	60,000	110,000	90,000	160,000
50,000 超 ～ 100,000 以内	90,000	160,000	130,000	250,000
100,000 超 ～ 200,000 以内	110,000	190,000	150,000	270,000
200,000 超 ～	130,000	230,000	180,000	320,000

※1 棟毎に当該設計方法に係る部分の床面積を適用します。

◆計画変更から当該設計方法を行う場合は、お問い合わせください。

⑥-2 特別な方法による審査

確認加算手数料⑥ (単位：円)				
対象面積※ ¹ の合計 (㎡)	限界耐力計算法 エネルギー法 告示免震	耐火性能 ・防火区画検証法	通常火災終了時間 に基づく設計法	特定避難時間に基づ く設計法
0 ～ 2,000 以内	35,000※ ²	70,000	70,000	70,000
2,000 超 ～ 10,000 以内	60,000	120,000	120,000	120,000
10,000 超 ～ 50,000 以内	80,000	175,000	175,000	175,000
50,000 超 ～	120,000	260,000	260,000	260,000

※1 棟毎に当該設計方法に係る部分の床面積を適用します。ただし、限界耐力計算法等は、構造上の棟毎に当該設計方法に係る部分の床面積を適用します。

※2.対象床面積の合計が 300 ㎡以内の限界耐力計算法等の手数料については、お問い合わせください。

◆棟毎に算定が必要になります。

◆計画変更から当該設計方法を行う場合は、お問い合わせください。

⑪軽微な変更(省エネ適合性判定等に係る内容を除く)に関する審査

新規

確認申請時の申請部分※ ¹ (㎡)	計画変更加算手数料⑪ (単位：円)
0 ～ 500 以内	5,000
500 超 ～	(1)確認基本手数料×10%

※直前の申請以降に提出された事前の軽微な変更を含め、提出された回数分算出します。

3. 中間検査申請手数料（特定工程工事終了通知の手数料）

手数料の構成は以下に該当する算出の合算になります。

(1)中間基本手数料		変更
(2)中間加算手数料	①軽微な変更(省エネ適合性判定等に係る内容を除く)に関する審査	新規
	②再検査	新規

※直前の確認済証又は直前の中間検査合格証もしくは直前の仮使用認定通知書の交付を当社から受けていない場合は、お問い合わせください。

(1)中間基本手数料

変更

中間基本手数料		(単位：円)		
検査対象床面積※ ¹ (㎡)		確認申請時の種別		
		1号、2号 (右記以外)	3号特例	型式部材等製造者 認証（法第68条の 11）を受けたもの
0 ～ 30 以内		49,000	44,000	30,000
30 超 ～ 100 以内		59,000	53,000	35,000
100 超 ～ 200 以内		68,000	61,000	40,000
200 超 ～ 500 以内		101,000	81,000	61,000
500 超 ～ 1,000 以内		142,000	※	103,000
1,000 超 ～ 2,000 以内		198,000		129,000
2,000 超 ～ 3,000 以内		230,000		150,000
3,000 超 ～ 4,000 以内		259,000		168,000
4,000 超 ～ 5,000 以内		286,000		185,000
5,000 超 ～ 6,000 以内		332,000		※
6,000 超 ～ 8,000 以内		363,000		
8,000 超 ～ 10,000 以内		391,000		
10,000 超 ～ 20,000 以内		429,000		
20,000 超 ～ 30,000 以内		593,000		
30,000 超 ～ 50,000 以内		726,000		
50,000 超 ～ 100,000 以内		1,015,000		
100,000 超 ～ 200,000 以内		1,449,000		
200,000 超 ～ 300,000 以内		1,837,000		
300,000 超 ～		2,330,000		

◆上記に記載のない手数料については、お問い合わせください。

◆中間検査の実施により、法適合が明らかな建築物の配置変更のみであり、計画変更確認を受けた後の中間検査申請手数料は除きます。

※1 中間検査申請書第3面【8. 特定工程】【ハ. 検査対象床面積】とします。

(2)中間加算手数料

①軽微な変更(省エネ適合性判定等に係る内容を除く)に関する審査

新規

確認申請時の申請部分※ ¹ (㎡)	中間加算手数料①	(単位：円)
0 ～ 500 以内	5,000	
500 超 ～	(1)確認基本手数料×10%	

※直前の申請以降に提出された事前の軽微な変更を含め、提出された回数分算出します。

※1 確認申請書第3面【11. 延べ面積】【イ. 建築物全体】の（申請部分）の面積とします。

ただし、計画変更があった場合は、計画変更確認申請書第3面【11. 延べ面積】【イ. 建築物全体】の

(申請部分) の面積とします。

②再検査	新規
中間加算手数料② (単位：円)	
30,000 又は (1) 中間基本手数料×50%のうち高い手数料	

4. 完了検査申請手数料 (工事完了通知の手数料)

手数料の構成は以下に該当する算出の合算になります。

(1)完了基本手数料		変更
(2)完了加算手数料	①省エネ適合性判定等に係る建築物の整合確認及び検査	
	②軽微な変更(省エネ適合性判定等に係る内容を除く)に関する審査	変更
	③軽微な変更(省エネ適合性判定等に係る内容)に関する審査	変更
	④追加説明書(計画変更相当)の審査	
	⑤再検査	変更

- ◆省エネ適合性判定等：省エネ適合性判定通知書及び設計住宅性能評価書、長期優良住宅認定通知書又は長期使用構造等である旨の確認書を利用する場合や省エネ基準適合を仕様基準で確認する審査を含みます。
- ◆直前の確認済証又は直前の中間検査合格証もしくは直前の仮使用認定通知書の交付を当社から受けていない場合は、お問い合わせください。
- ◆当社の仮使用認定通知書の交付を受けている場合は、お問い合わせください。

(1)完了基本手数料 変更

完了基本手数料				(単位：円)	
検査対象床面積※ ¹ (㎡)		確認申請時の種別			
		1 号、2 号 (右記以外)	3 号特例	型式部材等製造者 認証（法第 68 条の 11）を受けたもの	
0	～ 30 以内	58,000	51,000	36,000	
30 超	～ 100 以内	65,000	58,000	40,000	
100 超	～ 200 以内	72,000	65,000	44,000	
200 超	～ 500 以内	105,000	96,000	65,000	
500 超	～ 1,000 以内	178,000	※	114,000	
1,000 超	～ 2,000 以内	262,000		150,000	
2,000 超	～ 3,000 以内	294,000		173,000	
3,000 超	～ 4,000 以内	322,000		190,000	
4,000 超	～ 5,000 以内	354,000		209,000	
5,000 超	～ 6,000 以内	395,000		※	
6,000 超	～ 8,000 以内	453,000			
8,000 超	～ 10,000 以内	487,000			
10,000 超	～ 20,000 以内	587,000			
20,000 超	～ 30,000 以内	724,000			
30,000 超	～ 50,000 以内	869,000			
50,000 超	～ 100,000 以内	1,128,000			
100,000 超	～ 200,000 以内	1,604,000			
200,000 超	～ 300,000 以内	2,044,000			
300,000 超	～	2,605,000			

◆上記に記載のない手数料については、お問い合わせください。

※1 完了検査申請書第3面【8. 検査対象面積】とします。

(2)完了加算手数料

①省エネ適合性判定等に係る建築物の整合確認及び検査

完了加算手数料① (単位：円)	
イ) 直前の省エネ適合性判定等をE R I から受けている完了検査	
・ E R I に建設性能評価を申請しており、検査の合理化ができると判断した場合 当該省エネ適合性判定等を要する棟の床面積の合計に対する 「(1)完了基本手数料」×10%	
・ 上記以外の場合 当該省エネ適合性判定等を要する棟の床面積の合計に対する 「(1)完了基本手数料」×25%	
ロ) 直前の省エネ適合性判定等をE R I から受けていない完了検査	
当該省エネ適合性判定等を要する棟の床面積の合計に対する 「(1)完了基本手数料」×50%	

◆建築物の全てが省エネ計算の対象外の室のみで構成されている場合など上記の加算手数料に該当しない場合等については、お問い合わせください。

②軽微な変更(省エネ適合性判定等に係る内容を除く)に関する審査

完了加算手数料② (単位：円)	
確認申請時の申請部分※1 (㎡)	
0 ～ 500 以内	5,000
500 超 ～	(1)確認基本手数料×10%

◆直前の申請以降に提出された事前の軽微な変更を含め、追加説明書等提出された回数分算出します。

※1 確認申請書第3面【11. 延べ面積】【イ. 建築物全体】の(申請部分)の面積とします。

ただし、計画変更があった場合は、計画変更確認申請書第3面【11. 延べ面積】【イ. 建築物全体】の(申請部分)の面積とします。

③軽微な変更(省エネ適合性判定等に係る内容)に関する審査

変更

完了加算手数料③ (単位：円)	
・ 省エネ適合性判定に係る軽微な変更内容の確認 (コース2は含みません。)	
ルート A	E R I 建築物エネルギー消費性能適合性判定業務料金(税抜)×10%
ルート B	E R I 建築物エネルギー消費性能適合性判定業務料金(税抜)×30%
・ 設計住宅性能評価、長期優良住宅に係る軽微な変更内容の確認 (コース1及びコース2)	
ルート A	E R I 住宅性能評価業務料金(税抜)×10%
ルート B	E R I 住宅性能評価業務料金(税抜)×30%
・ 省エネ基準適合を仕様基準で確認する審査	
確認申請時の申請部分 (㎡)	
0 ～ 500 以内	5,000
500 超 ～	(1)確認基本手数料×10%

◆E R I 建築物エネルギー消費性能適合性判定業務料金：「日本 E R I (株)建築物エネルギー消費性能適合性判定業務規程」を適用し、算定した当該判定料金(適判対象の棟毎に算定した合計額)

◆ E R I 住宅性能評価業務料金：「日本 E R I (株)住宅性能評価業務規程」を適用し、算定した料金

④追加説明書(計画変更相当)の審査

完了加算手数料④	(単位：円)
2.計画変更申請手数料で算出した手数料	

⑤再検査

変更

完了加算手数料⑤	(単位：円)
30,000 又は(1)完了基本手数料×50%のうち高い手数料	

5. 仮使用認定申請手数料

手数料の構成は以下に該当する算出の合算になります。

(1)仮使用基本手数料	変更
(2)仮使用加算手数料	①省エネ適合性判定等に係る建築物の整合確認及び検査
	②避難安全検証法・特別な方法による審査
	③消防照会を要する申請 新規
	④あらかじめ検討による審査及び現場確認
	⑤軽微な変更(省エネ適合性判定等に係る内容を除く)に関する審査 新規
	⑥軽微な変更(省エネ適合性判定等に係る内容)に関する審査
	⑦再検査 新規

◆省エネ適合性判定等：省エネ適合性判定通知書及び設計住宅性能評価書、長期優良住宅認定通知書又は長期使用構造等である旨の確認書を利用する場合や省エネ義務化による基準省令に基づく基準による審査を含みます。

◆計画の変更等により再度受ける仮使用認定の申請手数料については、お問い合わせください。

◆直前の確認済証又は直前の中間検査合格証もしくは直前の仮使用認定通知書の交付を当社から受けていない場合は、お問い合わせください。

変更

(1) 仮使用基本手数料

仮使用基本手数料 (単位：円)			
検査対象面積※ ¹ (㎡)	確認申請時の種別		
	1号、2号 (右記以外)	3号特例	型式部材等製造者 認証(法第68条の 11)を受けたもの
0 ～ 30 以内	70,000	※	42,000
30 超 ～ 100 以内	78,000		47,000
100 超 ～ 200 以内	85,000		52,000
200 超 ～ 500 以内	126,000		79,000
500 超 ～ 1,000 以内	213,000		136,000
1,000 超 ～ 2,000 以内	314,000		180,000
2,000 超 ～ 3,000 以内	352,000		206,000
3,000 超 ～ 4,000 以内	384,000		225,000
4,000 超 ～ 5,000 以内	423,000		248,000
5,000 超 ～ 6,000 以内	473,000		※
6,000 超 ～ 8,000 以内	542,000		
8,000 超 ～ 10,000 以内	583,000		
10,000 超 ～ 20,000 以内	702,000		
20,000 超 ～ 30,000 以内	868,000		
30,000 超 ～ 50,000 以内	1,043,000		
50,000 超 ～ 100,000 以内	1,352,000		
100,000 超 ～ 200,000 以内	1,924,000		
200,000 超 ～ 300,000 以内	2,452,000		
300,000 超 ～	3,126,000		

◆上記に記載のない手数料については、お問い合わせください。

※1 安全計画書又は安全計画書(工事計画書)に記載される「仮使用部分の申請面積」とします。

ただし、あらかじめ検討を含む場合は、その部分を除いた当初の検査対象面積とします。

(2) 仮使用加算手数料

① 省エネ適合性判定等に係る建築物の整合確認及び検査

仮使用加算手数料① (単位：円)
建築物 4.完了検査申請手数料 (2)完了加算手数料 ①省エネ適合性判定等に係る建築物の整合確認及び検査と同じ手数料

② 避難安全検証法・特別な方法による審査

仮使用加算手数料② (単位：円)
建築物 1.確認申請手数料 (2)確認加算手数料 ⑥避難安全検証法・特別な方法による審査と同じ手数料

③ 消防照会を要する申請

新規

③-1 事務手数料

仮使用加算手数料③ (単位：円)
消防照会 1,500

③-2 電子申請に係る紙面出力

仮使用加算手数料③	(単位：円)
1.確認申請手数料(2)確認加算手数料⑧消防同意・消防通知、保健所通知を要する申請 ⑧-2 電子申請に係る紙面出力と同じ手数料	

③-3 図書送付料

仮使用加算手数料③	(単位：円)
申請部分の面積(m ²)	消防照会
0 ～ 500 以内	3,000
500 超 ～	5,000

◆原則、信書便とし、他の方法で行う必要がある場合は、別途見積りとする。

◆消防照会で建築計画概要書のみ送付する場合は除きます。

④あらかじめ検討による審査及び現場確認

仮使用加算手数料④
あらかじめ検討する検査対象面積毎に【仮使用手数料表】にて算定した手数料を適用

⑤軽微な変更(省エネ適合性判定等に係る内容を除く)に関する審査

新規

仮使用加算手数料⑤	(単位：円)
建築物 4.完了検査申請手数料 (2)完了加算手数料 ②軽微な変更(省エネ適合性判定等に係る内容を除く)に関する審査と同じ手数料	

◆直前の申請以降に提出された事前の軽微な変更を含め、提出された回数分算出します。

⑥軽微な変更(省エネ適合性判定等に係る内容)に関する審査

仮使用加算手数料⑥	(単位：円)
建築物 4.完了検査申請手数料 (2)完了加算手数料 ③軽微な変更(省エネ適合性判定等に係る内容)に関する審査と同じ手数料	

⑦再検査

新規

仮使用加算手数料⑦	(単位：円)
30,000 又は(1) 仮使用基本手数料×50%のうち高い手数料	

昇降機に関する手数料

1. 確認申請手数料（計画通知の手数料）

(1) 確認基本手数料

変更

確認基本手数料 (単位：円)		
昇降機（右記以外）	型式部材等製造者認証 （法 68 条の 11）を受けたもの	小荷物専用昇降機・段差解消装置
27,000	18,000	14,000

◆設置数分の算定が必要になります。

◆段差解消装置について、告示仕様の場合は「昇降機（右記以外）」を適用します。

2. 計画変更申請手数料（計画変更通知の手数料）

手数料の構成は以下に該当する算出の合算になります。

(1) 計画変更基本手数料		変更
(2) 計画変更加算手数料	① 軽微な変更に関する審査	新規

(1) 計画変更基本手数料

変更

計画変更基本手数料 (単位：円)		
昇降機（右記以外）	型式部材等製造者認証 （法 68 条の 11）を受けたもの	小荷物専用昇降機・段差解消装置
16,000	13,000	13,000

◆設置数分の算定が必要になります。

◆直前の確認済証の交付を E R I から受けていない場合は、お問い合わせください。

◆段差解消装置について、告示仕様の場合は「昇降機（右記以外）」を適用します。

(2) 計画変更加算手数料

① 軽微な変更に関する審査

新規

計画変更加算手数料①	(単位：円)
5,000	

◆直前の申請以降に提出された事前の軽微な変更を含め、提出された回数分算出します。

3. 完了検査申請手数料（工事完了通知の手数料）

手数料の構成は以下に該当する算出の合算になります。

(1) 完了基本手数料		変更
(2) 完了加算手数料	① 停止階床数 20 を超えるエレベーターに関する検査	
	② 軽微な変更に関する審査	変更
	③ 追加説明書(計画変更相当)の審査	
	④ 再検査	変更

◆直前の確認済証の交付を E R I から受けていない場合は、お問い合わせください。

◆当社の仮使用認定通知書の交付を受けている場合は、お問い合わせください。

(1)完了基本手数料

変更

完了基本手数料 (単位：円)		
昇降機（右記以外）	型式部材等製造者認証 （法 68 条の 11）を受けたもの	小荷物専用昇降機・段差解消装置
39,000	30,000	30,000

◆設置数分の算定が必要になります。

◆建築物の完了検査が ERI 以外の場合は、上記の手数料に 35,000 を追加する。

◆段差解消装置について、告示仕様の場合は「昇降機（右記以外）」を適用します。

(2)完了加算手数料

①停止階床数 20 を超えるエレベーターに関する検査

完了加算手数料① (単位：円)
停止階床数 20 を超えた次の停止階床数 20 毎に該当手数料の 50%

◆該当する台数分の算定が必要になります。

②軽微な変更に関する審査

変更

完了加算手数料② (単位：円)
5,000

◆直前の申請以降に提出された事前の軽微な変更を含め、追加説明書等提出された回数分算出します。

③追加説明書(計画変更相当)の審査手数料

完了加算手数料③ (単位：円)
2.計画変更申請手数料（計画変更通知の手数料）で算出した手数料

◆該当する台数分の算定が必要になります。

④再検査

変更

完了加算手数料④ (単位：円)
30,000 又は(1)完了基本手数料×50%のうち高い手数料

◆該当する台数分の算定が必要になります。

4. 仮使用認定申請手数料

仮使用認定申請手数料については、お問い合わせください。

工作物に関する手数料

1. 確認申請手数料（計画通知の手数料）

(1) 確認基本手数料

① 高さが 6m を超える煙突

確認基本手数料	
申請に係る最高高さ(m)	(単位：円)
6 超～10 以内	57,000
10 超	102,000

② 高さが 15m を超える鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱等

確認基本手数料	
申請に係る最高高さ(m)	(単位：円)
15 超～19 以内	30,000
19 超～25 以内	57,000
25 超～	102,000

③ 高さが 4m を超える広告塔、広告板、装飾塔、記念塔等

確認基本手数料	
申請に係る最高高さ(m)	(単位：円)
4 超～ 8 以内	30,000
8 超～14 以内	57,000
14 超～	102,000

④ 高さが 8m を超える高架水槽、サイロ、物見塔等

確認基本手数料	
申請に係る最高高さ(m)	(単位：円)
8 超～10 以内	57,000
10 超～	102,000

⑤ 高さが 2m を超える擁壁

確認基本手数料	
申請に係る最高高さ(m)	(単位：円)
2 超～ 4 以内	30,000
4 超～10 以内	57,000
10 超～	102,000

◆法第 88 条第 2 項の指定工作物以外の確認基本手数料については、お問い合わせください。

2. 計画変更申請手数料（計画変更通知の申請手数料）

手数料の構成は以下に該当する算出の合算になります。

(1) 計画変更基本手数料		変更
(2) 計画変更加算手数料	① 軽微な変更に関する審査	新規

(1)計画変更基本手数料

1.確認申請手数料と同じ手数料になります。

(2)計画変更加算手数料

①軽微な変更に関する審査

新規

計画変更加算手数料①	(単位：円)
5,000	

◆直前の申請以降に提出された事前の軽微な変更を含め、提出された回数分算出します。

3. 完了検査申請手数料（工事完了通知の手数料）

手数料の構成は以下に該当する算出の合算になります。

(1)完了基本手数料	
(2)完了加算手数料	①軽微な変更に関する審査 変更
	②追加説明書(計画変更相当)の審査
	③再検査 変更

◆直前の確認済証の交付をE R Iから受けていない場合は、お問い合わせください。

◆法第 88 条第 2 項の指定工作物以外の完了検査基本手数料については、お問い合わせください。

(1)完了基本手数料

①高さが 6m を超える煙突

完了基本手数料	
申請に係る最高高さ(m)	(単位：円)
6 超～10 以内	53,000
10 超	83,000

②高さが 15m を超える鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱等

完了基本手数料	
申請に係る最高高さ(m)	(単位：円)
15 超～19 以内	30,000
19 超～25 以内	53,000
25 超～	83,000

③高さが 4m を超える広告塔、広告板、装飾塔、記念塔等

完了基本手数料	
申請に係る最高高さ(m)	(単位：円)
4 超～ 8 以内	30,000
8 超～14 以内	53,000
14 超～	83,000

④高さが 8m を超える高架水槽、サイロ、物見塔等

完了基本手数料	
申請に係る最高高さ(m)	(単位：円)
8 超～10 以内	53,000
10 超～	83,000

⑤高さが 2m を超える擁壁

完了基本手数料	
申請に係る最高高さ(m)	(単位：円)
2 超～ 4 以内	30,000
4 超～10 以内	53,000
10 超～	83,000

(2)完了加算手数料

①軽微な変更に関する審査

変更

完了加算手数料①	(単位：円)
5,000	

◆直前の申請以降に提出された事前の軽微な変更を含め、追加説明書等提出された回数分算出します。

②追加説明書(計画変更相当)の審査

完了加算手数料②	(単位：円)
1.確認申請手数料で算出した手数料	

③再検査

変更

完了加算手数料③	(単位：円)
30,000 又は(1)完了基本手数料×50%のうち高い手数料	

4. 仮使用認定申請手数料

仮使用認定申請手数料については、お問い合わせください。